

# 保安規定の変更に係る 他社状況等を踏まえた対応

(MSR-20-033)

2020年10月30日

三菱原子燃料株式会社

# I .他社における指摘等事項に対する MNFの対応

# ● 他社指摘等事項一覧

NRA指摘等事項		MNFの対応		
No	指摘等内容	保安規定 変更検討	資料に 反映要	対応 不要
1	資料に「保全区域」の要求事項（機能が喪失したら管理区域内の安全機能に影響を与えるもの）を明確に記載すること。			○
2	保全区域で実施する管理について、加工規則第7条の2の9に「標識を設ける等の方法によって明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。」と定めているので、必要に応じて、保安規定に反映すること。	○		
3	章立ての構成の新旧比較表の最終版を補正の際に提出すること。		○	
4	保全プログラムを保安規定に追記のこと。			○
5	巡視の項を削除されているが、操作のために実施する巡視もあるので、見る視点を明確にして、役割を検討のこと。			○
6	経年劣化の説明資料において、「加工規則」第7条の8の2はなくなっているので、記載を適正化すること。		○	
7	経年劣化の説明資料において、仕組みが変更になったと記載されているが、条文の場所が変わっただけで、仕組み自体は変更となっていないので、適正化すること。		○	
8	事業者検査は、1年以上の判断となるので、年2回実施する検査は運転管理で確認すべき事項と考える。今後整理のこと。（別表13-2は不要。）			○

NRA指摘等事項		MNFの対応		
No	指摘等内容	保安規定 変更検討	資料に 反映要	対応 不要
9	「長期施設管理方針」は10年に1回の一番大きなループであり、保全計画の中に入れるのは違和感がある。他社の事例を参考にして検討のこと。	○		
10	「加工施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。」とあるが、「抽出された場合は」では添付3と齟齬がある。また、「策定する」と限定されているが、見直し等もあるので、表現を検討のこと。	○		
11	追加21項目の「データ分析においては是正処置を行う端緒となるものを含む。」とあり、保安規定の中で記載を明確化すること。	○		
12	初期消火については、設計基準事故の項にまとめて記載したので、記載箇所を見直すこと。			○
13	設工認で、核的制限値等段階的に反映する場合は、どういう計画であるかを説明すること。		○	
14	加工は、定期評価を削除しているが、他事業所では、安全性向上評価を実施するまでは保安規定に記載しているので、他事業所の事例を参考に、再検討のこと。	○		
15	施設管理については、方針、目標、管理指標を説明のこと。		○	
16	検査の独立性について、検査責任者と実施責任者の独立性について確認すること。			○

◆上表の「保安規定変更検討“要”」とした事項について、具体的対応を検討した。

# ○検討 1 (指摘等事項№2)

保全区域で実施する管理について、加工規則第7条の2の9に「標識を設ける等の方法によって明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。」と定めているので、必要に応じて、保安規定に反映すること。

## <検討結果>

変更申請中の保安規定「第47条の2」の記載を以下のとおり見直し、補正申請を行う。



(保全区域)

第47条の2 保全区域は、第2図(10)に示す区域とする。

2. 安全管理課長は、保全区域を標識等によって区別する。

3. 安全管理課長は、必要に応じて保全区域への立入制限、鍵の管理等の措置を講じる。

## ○検討 2 (指摘等事項№ 9)

「長期施設管理方針」は10年に1回の一番大きなループであり、保全計画の中に入れるのは違和感がある。他社の事例を参考にして検討のこと。

### <検討結果>

保安規定第62条の7第1項(4)号(保全計画の策定)の「長期施設管理方針」に関する条文を、新たに第67条の3(加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画)を設け移行する。また、「長期施設管理方針」を保安規定の“添付3”として示すこととし、**補正申請を行う。**



移行条文  
(一部追記：赤字)

#### (加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画) 第67条の3

担当課長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考とし、10年を超えない期間毎に、加工施設の経年変化に関する技術的な評価(以下「高経年化に関する技術評価」という。)を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針(加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画)を策定する。また、担当課長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。

なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保全活動が、その経年変化事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。

2. 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。

## ○検討3 (指摘等事項№10)

「加工施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。」とあるが、「抽出された場合は」では添付3と齟齬がある。また、「策定する」と限定されているが、見直し等もあるので、表現を検討のこと。

### <検討結果>

保安規定に添付3として「長期施設管理方針」を示すこととし、補正申請を行う。



### <添付3を追加する>

添付3 長期施設管理方針 (第67条の3 関連)

長期施設管理方針

加工施設の長期施設管理方針

(始期：2015年4月1日、適用期間：10年間)

(追加保全対策の表を添付する。)

## ○ 検討 4 (指摘等事項№11)

追加21項目の「データ分析においては是正処置を行う端緒となるものを含む。」とあり、保安規定の中で記載を明確化すること。

## ＜検討結果＞

品質管理基準規則の解釈の記述を第14条（データの分析及び評価）第2項第3号に示し、補正申請を行う。



赤字部を追記

（データの分析及び評価）

第14条

2. 各部長は、第1項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を提供する。

(3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）

## ○検討5（指摘等事項№14）

加工は、定期評価を削除しているが、他事業所では、安全性向上評価を実施するまでは保安規定に記載しているので、他事業所の事例を参考にして、再検討のこと。

### <検討結果>

◎定期評価の条文については、以下の理由により削除のままとする。

#### 【理由】

- MNFでは、10年に1回、定期評価を実施している。
- 前回の定期評価は、H26年度に実施している。（報告書は、H27年4月付）
- 次回の定期評価は、2024年度（令和6年（H36））に実施することとなる。
- 一方、安全性向上評価は、2022年度から実施することとなるため、定期評価を実施する前に安全性向上評価を実施する必要があり、現状で保安規定から定期評価を削除しても問題ないと考える。



## Ⅱ.他社審査会合等を受けての 資料追加対応

◆他社の保安規定変更認可申請に係る審査会合等にて提出された資料を参考に、追加で下記資料を作成し、各種反映状況等を確認した。

- |   |   |    |         |
|---|---|----|---------|
| ① | CAPシステムの導入状況                            | …… | 添付資料①参照 |
| ② | 保安措置等に係る運用ガイドの保安規定への反映状況                | …… | 添付資料②参照 |
| ③ | 施設管理について、JEAC4209を踏まえて保安規定の条文に沿って説明する資料 | …… | 添付資料③参照 |
| ④ | 施設の操作について、保安規定の条文に沿って説明する資料             | …… | 添付資料④参照 |
| ⑤ | 放射性廃棄物管理及び放射線管理について、保安規定の条文に沿って説明する資料   | …… | 添付資料⑤参照 |
| ⑥ | 保全活動管理指標の設定について                         | …… | 添付資料③参照 |
| ⑦ | 経年劣化技術評価と長期施設管理方針の具体的な内容                | …… | 添付資料⑥参照 |

以上



**MOVE THE WORLD FORWARD**

**MITSUBISHI  
HEAVY  
INDUSTRIES  
GROUP**